

朝日村一般競争入札実施要領

平成 28 年 11 月 14 日適用

(目的)

第 1 この要領は、朝日村（以下「村」という。）が発注する工事（以下「工事」という。）及び工事に係る測量・調査・設計委託業務（以下「委託業務」といい工事及び委託業務を併せて以下「工事等」という。）について、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札参加者の手続の負担軽減及び入札事務の効率化を図り、入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を一層高めることを目的とし、入札参加希望者は入札公告に基づき入札書を郵送又は持参し、入札後に最低価格入札から順に入札参加資格要件の審査を行い、適格である場合に落札決定するという「朝日村一般競争入札」の事務・審査手続を定めたものである。

(対象工事)

第 2 この要領において対象となる工事は、村が所管する工事等とする。

ただし、指名競争入札に付する工事等、随意契約により契約を締結する工事等は除くものとする。

(入札の公告)

第 3 対象工事等を一般競争入札に付するときは、次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 村役場での閲覧
- (2) 村ホームページへの掲載

2 次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

- (1) 一般競争入札に付する工事名（委託業務名）・工事（委託業務）概要に関する事項
- (2) 入札及び開札の日時・場所に関する事項
- (3) 一般競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項
- (4) 一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。別紙 1）及び一般競争入札参加資料（以下「資料」という。）の内容・様式・受付・作成・提出・問合せ先に関する事項
- (5) 契約書（案）・入札心得に関する事項及び設計図書等を示す方法に関する事項
- (6) 質問の受付・回答に関する事項
- (7) 入札書等（入札書、工事費（業務委託費）内訳書および当該対象工事の入札公告で提出が必要な書類をいう。以下同じ。）の提出方法・入札の執行・開札に関する事項
- (8) 落札者の決定・入札参加資格要件の審査に関する事項
- (9) 入札保証金、支払条件、工事費（業務委託費）内訳書及び契約保証金に関する事項
- (10) その他村が必要と認める事項

3 具体的な掲示は、別紙 2「一般競争入札公告例」を参考として作成するものとする。

4 公告の期間は、原則として、11 日以上とする。

ただし、特定建設工事共同企業体の活用を認める場合にあっては、原則として、15 日以上とする。

(参加資格要件)

第 4 一般競争に参加することができる者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の（1）

から（５）並びに２のとおりとする。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２） 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていないこと。
- （３） 申請書の受付を開始する日から入札日までの間において、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （４） 有効な経営事項審査を受けている者であること。

２ 対象工事等ごとに定める参加資格は次のとおりとする。

- （１） 建設業区分要件
- （２） 業種要件
- （３） 資格総合数値に関する要件を満たしている者であること。
- （４） 当該工事等と同種・類似の工事についての施工実績を有し、かつ、適正な施工が確保されると認められる者であること。
- （５） 営業所・支店の所在地などの要件を設けることができることとし、当該要件を満たしている者であること。
- （６） その他村が定める要件を満たしている者であること。

（参加資格要件の決定）

第 5 参加資格要件を定めようとするときは、朝日村建設工事請負人選定委員会（以下「請負人選定委員会」という。）の審議に付し、決定するものとする。

２ 選定委員会は、１に定める参加資格要件を審議しようとするときは、別紙 3 「入札参加資格要件調書」により行うものとする。

（申請書の提出）

第 6 一般競争入札に参加することを希望する者は、所定の期限までに一般競争入札参加申請書を提出するものとする。

２ 申請書の様式は次のとおりとする。

- （１） 別紙 1 「一般競争入札参加申請書」
- （２） 添付書類

直近の有効な「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し

- ３ 申請書は、参加希望者が郵送又は持参により提出するものとする。
- ４ 期限までに申請書を提出しない者は、入札に参加することができないものとする。
- ５ 申請書の受付期間並びに受付場所等は、別に定めるものとする。

（契約書（案）、入札心得及び設計図書等）

第 7 村は、契約書（案）及び入札心得を村ホームページへの掲載に供し周知するものとする。

- ２ 村は、設計図書等を一般競争入札希望者の閲覧に供する。
- ３ 設計図書等の閲覧及び頒布の期間、場所及び方法は、別に定めるものとする。

（設計図書等に対する質問・回答）

第 8 設計図書等に対する質問は、質問書（任意様式）により受け付けるものとし、入札公告の日か

ら入札参加申請受付期限の日までの間のうち、4日間（休日を含まない。）以上の受付期間を設定し、受付最終日の締め切り時間は17時とするものとする。

ただし、再度入札及びやむを得ない事情がある場合は、2日間（休日を含まない。）を限度として質問受付期間を短縮することができる。

2 村長は、前項の質問に対する回答を速やかに村ホームページに掲載するものとする。

（現場説明会）

第9 現場説明会は、行わないものとする。

（工事費（業務委託費）内訳書の提出）

第10 村長は、入札書の提出に併せ、入札参加者全員から対象工事に係る工事費（業務委託費）内訳書の提出を求めることができる。

（入札の執行等）

第11 入札執行回数は3回を限度とする。なお、第3回の入札で落札候補者がいない場合は、第3回の入札における最低入札金額の者と随意契約とするものとし、この場合の見積回数は2回を限度とする。

2 開札は入札会場において行うものとする。

（低入札価格調査制度の適用）

第12 入札は、長野県が定める「受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領（平成15年4月14日15監技第7号。以下「低入札調査試行要領」という。）を準用する。

ただし、村長が低入札調査試行要領を適用しないと判断した場合は、これによらないものとする。

（工事費（業務委託費）内訳書の審査）

第13 村長は、落札候補者から第10の規定により提出された工事費（業務委託費）内訳書の審査を行うものとする。

2 前項の審査の結果、第18第10号から12号に該当する入札書は無効（失格）とする。

（落札候補者からの入札参加資格要件審査書類の提出）

第14 村長は、第13による工事費（業務委託費）内訳書の審査の結果、内訳書が適正であると認めた落札候補者に対し、落札候補者となった旨を速やかにFAXで通知し、電話により連絡するとともに、入札公告に示す入札参加資格要件審査書類の提出を求めるものとする。

2 入札参加資格要件審査書類は、前項により当該書類の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（休日を含まない。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

3 落札候補者が以下に該当するときには、当該落札候補者のした入札は、無効（失格）とする。

（1） 前項の規定による提出期限内に入札参加資格要件審査書類を提出しないとき。

（2） 落札候補者が入札参加資格要件審査のために村長が行う指示に応じないとき。

（3） 公告で示した技術者を配置できないとき。

（落札者決定のための入札参加資格要件の審査）

第15 村長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、落札候補者が当該要件を満たしていない場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで行うものとする。

2 前項の審査は、第14第1項の規定により提出された書類等により行うものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、第14第2項に規定する入札参加資格要件審査書類の提出期限の翌日

から起算して原則として3日(休日を含まない。)以内に行わなければならない。

(一般競争参加資格等がないと認めたものに対する理由の説明)

第16 参加資格がないと認められた者は、通知日の翌日から起算して7日以内に、村に対して参加資格等がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。

(落札候補者の辞退)

第17 参加資格等があることが確認された落札候補者は、当該候補者を辞退することができる。

(入札書の無効)

第18 次に掲げる入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した一般競争に参加する者に必要な資格のない者の入札した入札書
- (2) 虚偽の申請を行った者の入札した入札書
- (3) 参加資格等があることが確認された者であっても、確認後、指名停止の措置を受け、入札時点において指名停止期間中である者等入札時点において第4の要件を欠いた者の入札した入札書
- (4) 入札保証金の納入義務を履行していない者の入札した入札書
- (5) 同一人がした2通以上の入札書
- (6) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (7) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (8) 記名、押印のない入札書
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (10) 工事費(業務委託費)内訳書の提出を求めた工事において、工事費(業務委託費)内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入などの不備がある工事費(業務委託費)内訳書を提出した者が入札した入札書
- (11) 工事費(業務委託費)内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書
ただし、工事費(業務委託費)内訳書の積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は除く
- (12) 内容が未記入などの不備がある工事費(業務委託費)内訳書を提出した者が入札した入札書
- (13) 上記(1)から(12)に掲げるもののほか、入札心得等において示した入札条件に違反して入札した入札書

(入札の延期・取りやめ等)

第19 村長は、設計図書の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期できるものとする。

2 村長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。

3 村長は、入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(入札結果等)

第20 村長は、入札が終了し、入札経過の記録を行った後、一般競争入札に付した工事等に係る入札結

果を村ホームページにより公表するものとする。

ただし、予定価格は契約締結後に公表するものとする。

2 前項の公表までの間は、入札の経緯・結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

附則

この要領は、公布の日から施行する。

一般競争入札参加申請書

年 月 日

朝日村土地開発公社 理事長 越川 豪 様

所 在 地
商号又は名称
代表者名 印
連絡先（電話番号） _____
（F A X） _____

令和7年5月22日公告の下記工事に係る一般競争入札に参加したいので、参加申請します。

なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

工 事 名 令和7年度 中組西住宅団地造成工事

入 札 日 令和7年6月11日

入札参加資格

（1）業 種 土木一式工事

（2）経営事項審査点数 _____

配置予定技術者

（1）氏 名 _____

（2）資 格 _____

添付資料 直近の有効な「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し

共同体用

一般競争入札参加申請書

年 月 日

朝日村土地開発公社 理事長 越川 豪 様

共同企業体の名称 ○○○○特定建設工事共同企業体

構成員 住 所

(代表者) 商号又は名称

代表者氏名 ⑩

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名 ⑩

令和7年5月22日公告の下記工事に係る一般競争入札に参加したいので、参加申請します。

なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

工 事 名 令和7年度 中組西住宅団地造成工事

入 札 日 令和7年6月11日

2 入札参加資格

	許可番号	許可の有効期限	建設業の種類	長野県資格総合 点 数
(代表者) 株○○組	(許可区分 特定 一般)			
(構成員) ○○建設 株	(許可区分 特定 一般)			

添付資料 直近の有効な「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」の写し